

特別養護老人ホームいしばし
指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業所
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 関 記念 栃の木会が設置する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームいしばし(以下「ホーム」という。)において実施する、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業(以下「指定短期入所生活介護」という。)の適正な運営を確保するために人員及び、管理運営に関する事項を定め、短期入所生活介護に従事する職員が要介護状態、又は、要支援状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 特別養護老人ホームいしばしにおける指定短期入所生活介護の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

二 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態、要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

三 ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

四 ホームは、利用者の要介護状態、要支援状態の軽減若しくは、悪化防止又は予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適正に行う。

五 ホームは利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。

六 ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

七 指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスをうけられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

八 短期入所生活介護事業者は、自らその提供する短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

九 サービスの提供は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。

十 職員は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

十一 ホームは、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他 利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。

十二 ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身

の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録するとともに、身体拘束廃止委員会を開催し、身体拘束廃止に向けて具体策を話し合い、その経過と対策方法について記録する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人 関 記念 栃の木会 特別養護老人ホームいしばし
- 二 所在地 栃木県下野市下古山1 1 7 4 番地

(利用定員)

第4条 ホームの利用者定員は8名とする。

(定員の遵守)

第5条 ホームは、利用定員及び居室の定員を超えて同時に短期入所生活介護を行わない。ただし、災害その他やむを得ない場合事情がある場合は、この限りではない。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 短期入所生活介護事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 施設長（管理者） 1名（指定介護老人福祉施設の管理者と兼務）
従業者及び業務の管理を一元化に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 1名
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。
- 三 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。
- 四 介護職員 3名以上（常勤換算）
利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護補助及び介護を提供する。
- 五 看護職員 1名以上（常勤換算）
利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- 六 管理栄養士（栄養士） 1名以上
利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養管理の提供にあたる。
- 七 医師 1名以上（非常勤）
医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。
- 八 事務員 1名以上
必要な事務を行う。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

3 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第7条 ホームの円滑な運営を図るため、次の会議及び委員会を設置する。

- 一 職員会議
- 二 サービス担当者会議
- 三 身体拘束廃止委員会
- 四 苦情処理委員会
- 五 食の研究会
- 六 感染症対策委員会
- 七 事故防止検討委員会
- 八 褥瘡対策委員会
- 九 虐待防止対策委員会

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

(サービス提供の原則)

第8条 ホームは、正当な理由なく指定短期入所生活介護サービスの提供を拒まない。

(内容の手続きの説明及び同意)

第9条 ホームは、指定短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要と認められる重要事項を記載した重要事項説明書その他の文書を交付して説明を行い、当該提供開始について文書により利用申込者の同意を得た上、別に定める契約書式により利用契約を締結するものとする。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第10条 ホームは、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者に対し、指定短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第11条 ホームは、指定短期入所生活介護を提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録する。

(利用料等の受領)

第12条 ホームは、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護等を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額からホームに支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 ホームは、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 ホームは、前2項の支払いを受ける額の他、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- 一 食費 1日当たり1,670円。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条の3第1項又は法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）が利用者に支給された場合は、法第51条の3第2項1号に規定する食費の基準額費用又は法第61条の3第2項1号に規定する食費の基準費用額（法第51条の3第4項（法第61条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わりホームに支払われた場合は、法第51条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は法第61条の3第2項

第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。

二 滞在費 居室料及び光熱水費の合計額 1日880円。(法第51条の3第1項又は法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の基準費用額又は法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(法第51条の3第4項(法第61条の3第4項において準用する場合を含む。))の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わりホームに支払われた場合は、法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額又は法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

三 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

四 送迎に要する費用(心身の状況や介護者の事情等から送迎が必要と認められる利用者を送迎した場合に限る。)次条に定める通常の送迎の実施地域を超える場合の送迎(片道ごと)を超える距離10km未満で500円、10km以上で1,000円徴収。

五 理美容代 実費

六 教養娯楽費(レクリエーション、クラブ活動等) 材料代等の実費

4 ホームは、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、文書により利用者の同意を得るものとする。

5 ホームは、第3項第1号の食費及び同項第2号の滞在費について、当該食費又は滞在費の額の設定時に想定していなかった事情により新たな費用が生じたときは、当該新たな費用を基礎として、食費又は滞在費の額を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(通常の送迎の実施地域)

第13条 ホームの通常の送迎の実施地域は、下野市、壬生町とする。

(指定短期入所生活介護の取扱い方針)

第14条 ホームは、利用者がその有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援する。

2 サービスの提供は、利用者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行う。

3 サービスの提供は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。

(短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第15条 施設長は、4日以上継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画(以下「短期入所生活介護記録等」という。)を作成する。

2 短期入所生活介護計画等は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

3 施設長は、短期入所生活介護計画等の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族

に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- 4 施設長は、短期入所生活介護計画等を作成した際には、当該短期入所生活介護計画等を利用者に交付しなければならない。

(介護)

第 16 条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする介護は、利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術を持って行う。

- 2 ホームは、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
- 3 ホームは、利用者が身体的生活を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に対し、その意向に応じて適切な回数の入浴の機会を提供する。入浴の実施にあたっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合には清拭をもって入浴の機会の提供に代えるものとする。
- 4 ホームは、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 5 ホームは、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、個人のプライバシーを尊重の上、利用者の排泄状況を踏まえておむつを適切に取り替える。
- 6 ホームは、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を利用者の意向に踏まえて適切に支援する。
- 7 ホームは、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 ホームは、利用者の負担により、当該短期入所生活介護等の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

第 17 条 ホームは、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 ホームは、利用者の心身の状況に応じて適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 ホームは、適温に配慮し、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保し、個別に対応する。
- 4 ホームは、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者が食堂で食事を摂ることを支援する。

(機能訓練)

第 18 条 ホームは、利用者に対し、その心身の状況等を踏まえ、利用者との合意に基づき、日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第 19 条 ホームの医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

2 ホームの医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(相談及び援助)

第 20 条 ホームは、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第 21 条 ホームは、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

2 ホームは常に利用者の家族との連携を図る。

(留意事項の説明及び同意)

第 22 条 ホームは、利用申込者が指定短期入所生活介護等の提供を受ける際には、あらかじめ、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書により説明し、文書により同意を得る。

(利用者の心得)

第 23 条 利用者は、他の利用者の意思及び人格に十分配慮しながら、社会的規範を守り、自ら有する能力に応じた自立的な日常生活を営むことを通じて、健全な共同生活の運営に努めるものとする。

(外出)

第 24 条 利用者は、外出するときは、あらかじめ、所定の様式により施設長に届け出るものとする。ただし、職員が随行する場合はこの限りでない。

(衛生の保持)

第 25 条 利用者は、ホームの清潔、整頓その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止行為)

第 26 条 利用者は、ホーム内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人に自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔等によりほかの利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 ホームの秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第 27 条 ホームには、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 28 条 ホームは、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生

じた場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 ホームは、前項の緊急時等の状況及びその際に行った処置を記録する。

(事故発生の防止及び発生の対応)

第 29 条 ホームは、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録する。

3 ホームは利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4 ホームは、事故が発生した場合の対応、次項に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。

5 ホームは、事故が発生したとき又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合、当該事故が報告され、その分析を踏まえた改善策を職員に周知徹底させる体制を構築する。

6 ホームは、事故防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 1 ヶ月に 1 回程度定期的で開催するとともに、介護職員その他の職員に対する研修を年 2 回以上実施する。

(非常災害対策)

第 30 条 ホームは、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定する。

2 ホームは、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、入所者等に周知する。

3 ホームは、非常災害に備えるため、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年 2 回以上実施する。

4 ホームは、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

5 ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(勤務体制の確保等)

第 31 条 ホームは、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、職員の勤務の体制を次のとおりとする。

2 職員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に努める。

3 ホームは、当該短期入所生活介護の職員によって指定短期入所生活介護を提供する。ただし、利用者に対するサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ホームは、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除

く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 二 継続研修 年3回以上

(衛生管理等)

第32条 ホームは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

第33条 ホームは、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染症対策会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を1ヶ月に1回程度定期的に開催するとともに、その結果を介護職員及びその他の職員に周知徹底する。

2 ホームは、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

3 ホームは、介護職員及びその他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための啓発、研修を定期的に年2回以上実施する。

(褥瘡防止対策)

第34条 ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

2 ホームは、褥瘡対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、その結果を介護職員及びその他の職員に周知徹底する。

3 ホームは、介護職員及びその他の職員に対し、褥瘡対策に関する教育を継続的に実施する。

(虐待防止対策)

第35条 ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講じる。

- 一 ホームにおける高齢者虐待を未然に防止するため、倫理綱領、行動規範等を定め職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 三 虐待防止のための指針の整備。
- 四 虐待防止の啓発・普及するための研修を実施し、普段から人権意識を高め、あわせて職員の資質向上を図る。
- 五 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(身体拘束)

第36条 ホームは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(重要事項の掲示)

第36条 ホームは、施設の入り口付近に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料、事故発生時の対応、苦情処理(苦情処理フロー図を含む)その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 37 条 ホームの職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 ホームは、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 38 条 ホームは、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該ホームを紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

2 ホームは、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該ホームからの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第 39 条 ホームは、指定短期入所生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するとともに、当該苦情に対し迅速かつ適切に対応する。

3 ホームは、その提供した指定短期入所生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示を求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 ホームは、保険者からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を保険者に報告する。

5 ホームは、提供した指定短期入所生活介護に関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 ホームは、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携等)

第 40 条 ホームは、その運営に当たっては、地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

2 ホームは、その運営に当たっては、提供した短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力する。

(事業継続計画の策定等)

第 41 条 ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 ホームは、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 ホームは、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 ホームは、指定短期入所生活介護の事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第 43 条 ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 ホームは、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、2年間)保存する。

- 一 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画
- 二 第 11 条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第 27 条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第 28 条第 2 項に規定する緊急時の等の状況及びその際に行った処置の記録
- 五 第 29 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して取った処置の記録
- 六 第 36 条に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 七 第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

3 ホームは、第 1 項の諸記録のうち居宅介護サービス費及び特例居宅介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第 44 条 ホームは、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(法令との関係)

第 45 条 この規定に定めのないことについては、栃木県条例及び介護保険法に定めるところによる。

(改廃)

第 46 条 この規定に定める改廃は、社会福祉法人関記念栃の木会の理事会評議員会で協議の上、定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年	4 月	1 日から施行する。
この規程は、平成 13 年	1 月	1 日から施行する。
この規程は、平成 13 年	5 月	1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年	10 月	1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年	11 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 18 年	4 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年	4 月	1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年	8 月	1 日から施行する。
この規定は、令和	1 年 10 月	1 日から施行する。
この規定は、令和	3 年 6 月	1 日から施行する。
この規定は、令和	6 年 8 月	1 日から施行する。